別記様式の記載要領第四号の表原子力発電施設解体準備金の項を削り、同表特定原子力施設炉心等除去準備金の項中「第57条の４の２第１項」を「第57条の４第１項」に、「別表十二（九）「９」」を「別表十二（八）「９」」に改め、同表保険会社等の異常危険準備金の項及び原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の項中「別表十二（十）「７」」を「別表十二（九）「７」」に改め、同表関西国際空港用地整備準備金の項中「別表十二（十一）「15」」を「別表十二（十）「15」」に改め、同表中部国際空港整備準備金の項中「別表十二（十二）「10」」を「別表十二（十一）「10」」に改め、同表特定船舶に係る特別修繕準備金の項中「別表十二（十三）「９」」を「別表十二（十二）「９」」に改め、同表農業経営基盤強化準備金の項中「別表十二（十四）「10」」を「別表十二（十三）「10」」に改め、同表農用地等を取得した場合の課税の特例の項中「別表十二（十四）「43の計」」を「別表十二（十三）「43の計」」に改め、同表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項中

令和５年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項又は令和５年旧措置法第65条の９（令和５年旧措置法第65条の７第１項の表の第１号）	00359

を

第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第１号イ又はロ）	00549

に、「別表十三（五）「18」」を「別表十三（五）」

00549	

に改め、同表認定事業適応法人の欠損金の特例の項を削り、同表特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の項中「（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）」を削る。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条第十四号の改正規定及び別記様式の記載要領第四号の表中小企業事業再編投資損失準備金の項の改正規定並びに次条第二項の規定　新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

二　第二条第二十一号を同条第二十号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第二十一号を同条第二十号とする部分を除く。）及び別記様式の記載要領第四号の表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第三項の規定　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定及び新規則別記様式による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和六年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2　新規則第二条第十四号の規定及び新規則別記様式（記載要領第四号の表中小企業事業再編投資損失準備金の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

3　新規則第二条第二十一号の規定及び新規則別記様式（記載要領第四号の表生産方式革新事業活動用資産等の特別償却の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。

4　この省令の施行の日から前条第一号に定める日の前日までの間における新規則別記様式による適用額明細書の適用については、同様式の記載要領第四号の表事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除の項中

第42条の12の７第６項	00669	法規別表六（二十六）「43」の欄の金額
第42条の12の７第７項	00703	法規別表六（二十七）「18」の欄の金額
第42条の12の７第８項	00704	法規別表六（二十七）「23」の欄の金額
第42条の12の７第10項	00705	法規別表六（二十七）「28」の欄の金額
第42条の12の７第11項	00706	法規別表六（二十七）「33」の欄の金額

とあるのは、

第42条の12の７第６項	00669	法規別表六（二十六）「43」の欄の金額

とする。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　四二九円（本体　三九〇円）　（配送料別）